

令和8年度 奈良県 事業所エネルギー効率的利用推進事業 補助金

交付申請の手引き

※申請前に必ずお読みください※



お問い合わせ先

奈良県 省エネ設備等導入補助金申請受付・審査等事務局

電話：050-3852-3048

時間：平日 9:00～17:00（土・日・祝は除く）

住所：〒658-0046

兵庫県神戸市東灘区御影本町6丁目12-16 1F

※ご注意ください※

他補助金との併用について

本補助金は、内閣府の物価高騰対応重点地方創生臨時交付金を財源として実施をしております。そのため、「同交付金を財源とした補助金との併用を不可としている他補助金」との併用はできません。

※併用できるかどうかについては、各補助金の担当窓口へ直接お問い合わせいただくようお願いいたします。

国際情勢等の影響について

昨今の国際情勢等の影響により、各種電化製品の納期に大幅な遅れが生じていることが確認されています。県が指定する期日までに事業を完了できない場合は、補助金を交付できなくなりますので、あらかじめ設備施工業者等と調整の上、十分な事業期間を確保できることを確認したうえで、交付申請を行ってください。

事業概要

事業目的

県内のエネルギー効率的利用の推進、及び緊急時のエネルギー対策を支援するため、県内事業者等に対し、効果的な省エネルギー設備の導入、太陽熱利用設備の導入及びコージェネレーションシステムの導入等に要する経費に必要な費用を補助します。

受付期間

- 交付申請：令和8年6月25日（木）～令和8年12月11日（金）※必着
- 実績報告：事業完了（支払完了）～令和9年1月29日（金）
- 支払請求：交付決定通知の受領後～令和9年2月26日（金）

補助対象者

次の①～④に掲げる要件を全て満たす者とする。

①次のいずれかに該当すること。

- 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者。
- 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人。
- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人。
- 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人。
- 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人。
- 一般社団法人または一般財団法人。
- 公益社団法人または公益財団法人。

②奈良県内に事業所を有すること。

③交付申請日までに、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）その他知事がこれに相当するものと認める省エネ診断を受けていること。

※補助対象事業（次ページ参照）のうち「1.高効率エネルギー設備導入事業」を申請する事業者のみ対象

◀一般財団法人 省エネルギーセンター▶ 近畿支部

TEL：06-6539-7515 HP：<https://www.shindan-net.jp/service/shindan/>

その他知事が認める省エネルギー診断の詳細については下記の事業者までお問合せください。

◀一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）▶

TEL：0570-000-680 HP：<https://shoeshindan.jp/>

上記のうち、省エネお助け隊として登録されている事業者

◀一般社団法人 省エネプラットフォーム協会▶ 奈良県窓口 TEL：0743-84-4110

◀公益社団法人 大阪技術振興協会▶ TEL：06-6444-4798

④県税を滞納していない者であること。

補助対象事業（要件・補助金額等）

補助対象経費

設備費及び工事費（消費税及び地方消費税の額を除く）

- ①高効率エネルギー設備導入事業については、撤去費用を含む。
当該事業に係る土地の取得及び賃借料は補助対象外。

補助対象事業	要件	補助金の額・上限額
①高効率エネルギー設備導入事業	省エネ診断において一定割合以上の省エネ効果があると認められた設備改修等であって、事業所全体で5%以上または100GJ以上の使用エネルギー量の削減が見込める事業とする。※1	補助対象経費の2/3 （上限額400万円） 1,000円未満の端数は切捨て
②太陽光利用システム導入事業	集熱器総面積10㎡以上であること。	補助対象経費の2/3 （上限額100万円） 1,000円未満の端数は切捨て
③コージェネレーションシステム導入事業	停電時自立運転機能付きであること。	補助対象経費の2/3 （上限額200万円） 1,000円未満の端数は切捨て
④定置用蓄電池導入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・据置型（定置型）であること。 ・太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであること。 ・家庭用蓄電池の場合、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている製品であること。 	補助対象経費の2/3 （上限額160万円） 1,000円未満の端数は切捨て
⑤V2H導入事業 ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・平時において、太陽光発電設備の発電電力を電気自動車等に充電できるものであること。 ・停電時に、電気自動車等から対象施設に電力の供給ができるものであること。 ・一般社団法人次世代自動車振興センター（Nev）のV2H充放電設備補助金の「補助対象V2H充放電設備一覧」に登録されているものであること。 	補助対象経費の2/3 （上限額30万円） 1,000円未満の端数は切捨て
⑥太陽光発電設備導入事業	補助対象事業④または⑤と同時に導入する場合に限る。	1kWにつき5万円 （上限額60万円）

※1 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）」記載の目的に沿わないものは除く

※2 V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）とは、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車への充電、並びに当該自動車から施設への放電ができる装置

補助金の交付申請から補助金交付までの流れ

① 補助金の交付申請

申請期間

令和8年6月25日～令和8年12月11日

※先着順。予算額に達し次第、受付終了

受付前審査

申請から1週間程度（※下記参照）

申請受付・本審査

交付決定通知の送付

事業開始（発注・契約・施工）

※交付決定通知を受けた後に事業の開始（発注・契約・施工）をすることが補助対象条件となります。

事業完了（支払完了）

令和9年1月29日までに補助対象設備の設置・支払いを完了することが必要。

② 補助金の実績報告

報告期間

事業完了（支払完了）～令和9年1月29日

実績報告の審査

（現場検査）

補助金額確定通知の送付

③ 補助金の請求

受付期間

補助金額確定通知受領後～令和9年2月26日

※システムへ請求書の格納

補助金の支払い

申請者

奈良県

受付前審査について

交付決定までの手続きを円滑に進めるため、補助金事務局において、添付書類に不備や不足がないか等の事前審査を行います（申請から約1週間程度）。

・「異なる書類が添付されている」「白紙の書類が添付されている」「見積費用が補助申請額と異なる」等の事案が確認された場合、補助金事務局より疑義照会を行います。この際、事務局が指定する期間内（約1週間を目途）に対応がない場合は、受付の取り下げを行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

①補助金の申請方法

申請期間

令和8年6月25日（木）～令和8年12月11日（金）

※先着順につき、予算額に達し次第、受付を終了します。

申請方法

電子申請システム（※郵送、持参での申請は受付けておりません）

電子申請システム

以下のホームページにてご確認ください。

URL：<https://www.pref.nara.lg.jp/n092/33062.html>

必要書類

全事業共通で必要となる書類

✓	No.	書類
	1	応募者の概要がわかるもの（会社案内、パンフレット等）
	2	商業登記簿謄本、又は個人事業の開廃業等届出書の控えの写し
	3	過去1年分の貸借対照表および損益計算書（又は収支計算書）
	4	県税全てに滞納がないことを証する納税証明書の写し
	5	消費税に滞納がないことを証する納税証明書の写し ※必ず「消費税及び地方消費税について未納の税額が無い」旨記載された証明書を提出してください。
	6	暴力団等に該当しない旨の誓約書
	7	借入金に係る誓約書 （※借入金（ローン等）により設備設置する場合のみ）
	8	施設所有者の設置承諾書 （※設備設置者と施設所有者が異なる場合のみ）
	9	リース料金計算書 （※リースによって設備設置する場合のみ）



上記の書類に加えて、補助対象事業により異なる必要書類がございます。
次ページを必ずご確認ください。

【高効率エネルギー設備導入事業】で必要な書類

✓	No.	書類
	1	既設設備の設置箇所および更新予定設備の設置予定箇所が明記された位置図及び写真
	2	既設設備および更新予定設備の仕様が分かるもの（仕様書・カタログ等） ※製品名、消費電力量等の設備の能力が明記されているもの。 ※下記「④省エネ診断報告書」に記載される年間エネルギー削減量の計算過程を審査する上で必要となる書類です。報告書に記載される各設備の定格消費電力等が仕様書と一致すること。
	3	エネルギー使用量が分かる書類（電気・ガス明細書等） ※設備を設置する事業所において使用されている過去1年分のエネルギー量が分かる明細を全て提出してください。（例えば、照明をLEDに改修する場合であっても、事業所内においてガスやボイラー等を使用している場合は、それにかかるガス量及び重油量の明細の提出が必要です。）
	4	省エネルギー診断報告書 ※省エネルギー診断において、一定割合以上の省エネ効果が認められた設備改修等であり、事業所全体で5%以上または100GJ以上のエネルギー使用量削減が見込まれる事業が補助対象となります。 ※以下の①～④が明確に記載されていること。 ①既存設備および更新予定設備の名称（品番） （更新予定の機器が記載されていない場合、補助の対象外となります） ②既存設備および更新予定設備の数量 ③定格消費電力（その他、削減量算定の基礎となる数値） ④エネルギー削減量および算出根拠（削減量の算定方法や算出式等） ※補助申請時から2年以内に発行された診断書が有効となります。 ※診断書に「更新予定設備」の名称（品番）の記載がないものについては、「上記②～④が明記されており」かつ「更新予定設備の仕様（仕様書・カタログ等で確認）と一致」するものに限り有効とします。
	5	補助対象経費が分かる見積書の写し ※提出された見積書に記載されている設備型番・数量等が申請内容と一致していること。 ※本補助金は、設備導入に要する費用の一部を補助する制度であり、施工事業者が提示する見積額の妥当性を県が保証するものではありません。設備の仕様や設置条件、工事内容等により費用は大きく異なる場合がありますので、申請者におかれましては、見積内容（機器費・工事費等）の内訳や価格の妥当性について十分に確認したうえで契約を行っていただくようお願いいたします。また、必要に応じて複数の事業者から見積を取得するなど、適正な価格での設備導入に努めていただくようお願いいたします。

【高効率エネルギー設備導入事業】以外の事業で必要な書類

✓	No.	書類
	1	導入設備の設置予定箇所が明記された位置図及び写真
	2	設置予定設備の仕様が分かるもの（仕様書・カタログ等）
	3	補助対象経費が分かる見積書の写し

②補助金の実績報告

提出期間

事業完了（支払完了）～令和9年1月29日（金）

提出方法

電子申請システム（※郵送、持参での提出は受付けておりません）

③補助金の請求

提出期間

補助金額確定通知受領後～令和9年2月26日（金）

提出方法

電子申請システム（※郵送、持参での提出は受付けておりません）

電子申請システム

以下のホームページにてご確認ください。

URL：<https://www.pref.nara.lg.jp/n092/33062.html>